

平成25年1月24日
広域医療局

薬物濫用防止条例の情報共有に向けた取組みについて

1 取組みの方向性

(1) 連絡体制の確立

- ・ 構成府県・政令市の担当部局との連絡体制を構築する。
- ・ 条例制定や薬物指定等に関する情報収集を行い、構成府県・政令市に対して情報提供を行う。

(2) 情報の共有化

- ・ 構成府県・政令市が所有する「指定薬物標準品」の種類・数量や検査機器等について、情報の共有化を行う。

(3) 広域連携方策の検討

- ・ 構成府県・政令市における共通課題を抽出し、今後、どのような連携が可能か、検討を行う。

2 今後のスケジュール

○平成25年1月～ 構成府県・政令市と「連絡体制」を構築し、必要な情報提供を行う。

○平成25年2月～ 各検査機関における指定薬物検査に関する調査等を実施し、情報共有を行う。

構成府県・政令市における共通課題を抽出し、連携方策を検討する。

※平成25年1月18日、構成府県・政令市による「薬務担当者会議」を開催

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例案の骨子

薬物の摂取による被害の発生を未然に防止し、県民生活の安全及び平穩の確保を図り、安心して暮らすことができる地域社会を維持するため、「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例案」を鳥取県議会2月定例会に提案する。

薬物濫用防止のための規制

- ① 禁止行為
学術研究、試験検査など正当な目的で行う場合を除き、次の行為を禁止
ア 知事指定薬物の製造、栽培、販売・授与、販売・授与の目的での貯蔵・陳列
イ 知事指定薬物の広告
ウ 大臣指定薬物又は知事指定薬物の販売・授与目的の購入・受領・所持
エ 大臣指定薬物又は知事指定薬物の使用、使用目的の購入・受領・所持
オ 大臣指定薬物又は知事指定薬物の使用場所の提供・あっせん
- ② 「警告」及び「命令」
ア 禁止行為を行った場合、当該禁止行為を行わないよう書面により「警告」を発する。
イ 警告に従わない場合、当該行為の中止、薬物の廃棄その他の措置を講ずるよう命令する。
- ③ 罰則・・・検察庁と協議中
ア 禁止行為のアに違反した場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
イ 禁止行為のアに係る命令に違反した場合については2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、その他の命令に違反した場合については1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
ウ 立入調査に応じない場合20万円以下の罰金
- ④ 緊急時の勧告
県民の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、知事指定薬物として指定する前であっても当該物の製造等の中止を勧告し、その情報を県民へ提供することができる。

施行期日 公布日。ただし①から③までについては平成25年7月1日

鳥取県薬物の濫用防止に関する条例：禁止行為と罰則等の一覧

	禁止行為等	警告	命令	行為違反	命令違反
条例規制の指定薬物	製造・栽培	○	○	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	販売・授与、 販売・授与目的の貯蔵、陳列	○	○		
	広告	○	○		1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	販売・授与目的の購入、受領、所持	○	○		
	みだりに使用、 みだりに使用目的の購入・受領・所持	○	○		
	場所の提供・あっせん	○	○		
薬事法規制の指定薬物	販売・授与目的の購入・受領・所持	○	○		1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	みだりに使用、 みだりに使用目的の購入・受領・所持	○	○		
	場所の提供・あっせん	○	○		
立入	立入・虚偽答弁等			20万円以下の罰金	